

兵庫県公報

令和元年5月10日 金曜日 第4号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	3
○ 入札公告（但馬県民局）	4
○ 入札公告（県立神戸高等技術専門学院）	12
病院局告示	
○ 医事業務における料金の徴収事務の委託	15
○ 駐車場管理業務における料金の徴収事務の委託	15
○ 料金に係る未収金の収納事務の委託	16
公安委員会告示	
○ 駐車監視員資格者講習の実施	16

告 示

兵庫県告示第21号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和元年5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	ハウス・ジャック・ビルト (原題) THE HOUSE THAT JACK BUILT	クロックワークス
同	凌辱ホステス ぶち込まれて	オーピー映画
同	生尻娘 制服のしたたり	新東宝映画
同	激イキ奥様 仕組まれた快樂	オーピー映画
同	溢れる淫汁 いけいけ、タイガー	オーピー映画
同	時計じかけのオレンジ (原題) A CLOCKWORK ORANGE	ワーナー・ブラザーズ映画

同	人妻の吐息 淫らに愛して	オーピー映画
同	姉妹事件簿 エッチにまる見え	オーピー映画



兵庫県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
淡路市郡家字堺ノ瀬1207の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町熊谷字栃谷口山1527の1、1527の32から1527の54まで、字栃谷口809、810
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栃谷口山1527の1・1527の32（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字栃谷口809
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第24号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和元年5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30但馬位置 0006号	31.4.18	豊岡市八社宮字花貫418番2の一部	6.00	39.00

公 告

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) トライアル三田ウッディタウン店

所在地 三田市ゆりのき台三丁目26—1 ほか

2 法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

(1) 騒音に係る事項

住居側敷地A地点での等価騒音レベル予測値については、環境基準以下との予測が示されているが、夜間の最大値予測においては住居側敷地境界a'において自動車走行騒音以外の変動騒音、衝撃騒音の予測値では、生活環境への影響も考えられる値となっている。特に深夜、早朝の荷さばき等に伴う作業音については、搬入時間や住宅側への反響などを十分に考慮し、周辺生活環境への影響を最小限にするよう事前の対策に努められたい。

(2) 廃棄物に係る事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定に基づき、事業系一般廃棄物の適正処理、減量化・資源化の推進と市の減量化施策へ協力されたい。

イ 三田市の「事業系ごみの適正処理・減量化ハンドブック」を確認し、事業系一般廃棄物の適正処理に努められたい。

ウ 事業活動に伴って生じた廃棄物は関係法令に基づき事業者の責任において適正に処理されたい。

エ 事業系一般廃棄物の排出量が一定の規模を超える場合は減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を行われたい。

オ 事業所の自主的な取組として資源物の店頭回収について積極的に推進されたい。

(3) 安全・防災に係る事項

ア 来店車両が円滑に入庫できないことにより周辺道路が混雑し、災害発生時に緊急車両の通行障害が発生しないようにされたい。

イ 駐車マスの変更に伴い、進入スロープから、同じく変更された駐輪場への経路が車両のメイン通路になると思われるため、駐輪場手前での車両一旦停止を明示し、車両のブレーキとアクセルの誤操作による事故被害軽減のために、駐輪場北東面の壁面を堅牢なものとされたい。

3 法第8条第2項の規定により三田市の区域内に居住する者等から述べられた意見の概要

意見提出者名	意見の概要
三田市ゆりのき台自治会 会長 肥後淳三	(1) 交通及び騒音に対する配慮について ア 搬出入車両の通行制限 搬出入車両の経路は、ゆりのき台三丁目の藤和ライブタウンマンションとゆりのきヒルズの前面道路に当たる生活道路（市内内神沢谷線）から主に進入させ、計画地南側の出入口①から荷さばき施設

	<p>へ誘導する計画となっている。</p> <p>市道内神沢谷線はゆりのき台中学校と三田祥雲館高等学校の生徒が通学に利用しており、過去に計画地南西側の無信号交差点において交通事故が発生している。さらに、夜間に閑静な住宅街の生活道路を搬出入車両が通行する際、騒音の影響が懸念される。</p> <p>よって、搬出入車両が県道テクノパーク三田線側の出入口②の利用時間帯を午後10時から翌午前8時30分までとし、生徒の安全確保を図られたい。</p> <p>イ 交差点の渋滞及び交通事故防止対策</p> <p>市道内神沢谷線は、神姫バスの運行ルートになっており、朝夕の通勤時間帯には信号待ちの車両で渋滞している。また、計画地南西の交差点周辺は、信号機がなく、緩やかなカーブにより視界が悪く、計画店舗が立地することに伴い更なる交通事故や渋滞が懸念される。</p> <p>よって、セール期間中の他、朝夕の通学時間帯と来店車両が多い時間帯には、交通整理員を適切に配置されたい。</p> <p>(2) 防災・防犯対策への協力に関する配慮について</p> <p>ゆりのき台自治会には、自主防災会及び青少年指導員等青少年の健全育成を司る組織がある。事業者は出店後においてもこれらの組織に対して真摯に対応されたい。</p>
--	---

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年5月10日から1月間



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年5月10日

契約担当者

但馬県民局長 古川 直行

1 入札に付する事項

(1) 工事名

(主) 豊岡竹野線(仮称)城崎大橋 橋梁上部工事(以下「本件工事」という。)

(2) 工事場所

豊岡市城崎町桃島

(3) 工事概要

工種 プレストレストコンクリート橋梁(上部)工事(以下「PC橋梁(上部)工事」という。)

工法 橋長 561.5メートル 橋幅 6.5メートル(11.25メートル)

PC6径間連続箱桁橋

(4) 工期

令和4年9月30日限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 週休2日制度の活用

本件工事は、原則週休2日（土曜日及び日曜日）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(7) 技術提案の受付

本件工事は、工事目的物の品質について、入札時に技術提案を受け付ける入札時VE方式の適用工事である。また、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(8) 落札方式

本件工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

総合評価落札方式は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、契約内容に適合した履行の確実性を審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

開札後、入札価格が低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の者のうち、VE提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(i) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種がPC橋梁（上部）工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和元年10月下旬・議決日以降）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定によるプレストレストコンクリート構造物に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)が、代表構成員にあつては1,100点以上、その他の構成員にあつては900点以上であること。

カ 平成16年度以降に、次に掲げる工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡し完了したもの）を有すること。

(7) 代表構成員にあつては、下記aからdまでに記載する全ての要件を満たす工事の施工経験を有すること。

a 道路橋（A活荷重又はTL-20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）

b 橋梁形式が床版橋、I桁橋、T桁橋を除くPC連続橋（ただし、PC橋の張出し架設は施工実績としてよい。）

c 最大支間長が70メートル以上

d 架設工法が固定支保工以外の架設工法

ただし、上記aからdまでは同一工事であること。

(i) その他の構成員にあつては、道路橋（A活荷重又はTL-20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務等の受託者

八千代エンジニアリング株式会社

(イ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者（「代表構成員」1者、「その他の構成員」2者から構成）とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値(P)の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和元年7月10日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(イ) 平成16年度以降に、下記aからdまでに記載する全ての要件を満たす工事の施工経験を有すること。

a 道路橋（A活荷重又はTL-20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）

b 橋梁形式が床版橋、I桁橋、T桁橋を除くPC連続橋（ただし、PC橋の張出し架設は施工実績としてよい。）

c 最大支間長が70メートル以上

d 架設工法が固定支保工以外の架設工法

ただし、上記aからdまでは同一工事であること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) VE提案に関する要件

入札参加申込時に、VE提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない。）。また、VE提案を行う場合には、その提案が適正であること。

VE提案書の提出に当たっては、別に定めるVE提案書作成要領により作成すること。

なお、提出されたVE提案書を評価した結果、加算点が0点の者若しくは最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、VE提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

(6) 追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満の者のうち、VE提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出に当たっては、別に定める「施工体制確認型総合評価落札方式について」によって作成すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(6)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和元年5月10日（金）から同年7月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課

電話（0796）26-3606

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和元年5月10日（金）から同年6月10日（月）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和元年5月10日（金）から同年7月16日（火）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）、入札参加資格確認資料及びVE提案書（以下2つを合わせて「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年5月10日（金）から同年6月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を含める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（資料等の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みを使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものである。

ウ 資料は、上記4(2)の場所に持参すること。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和元年7月17日（水）及び同月18日（木）

毎日午前9時から午後5時まで（令和元年7月18日（木）は正午まで）

(2) 開札日時

令和元年7月19日（金）午前11時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、令和元年7月18日（木）正午までに上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 追加資料の受付

ア 提出期間

令和元年7月22日（月）及び同月23日（火）

毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

上記4(2)の場所に持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）すること。

工事名及び入札参加者名を記載して、追加資料在中と朱書した封筒に封入すること。

なお、詳細については別添「施工体制確認型総合評価落札方式について」を参照のこと。

(5) 入札保証金及び契約保証金

要

(6) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、令和元年7月18日（木）正午までに上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は、無効とする。

オ 下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は、無効とする。

カ 別で定める契約保証金を納付することができない者の入札は、無効とする。

キ 総合評価に関する提案について、採択されたVE提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

ク 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、VE提案書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の行った入札は、無効とする。

ケ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、VE提案書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

<施工体制評価点>

別に定める「施工体制確認型総合評価落札方式について」に規定する。

<加算点>

ア 工事目的物の性能・機能に関する事項については、出来形・品質管理並びに品質管理を評価項目とし、出来形・品質管理については張出架設工法に伴うPC連続ラーメン箱桁橋の出来形確保と品質確保・向上のための施工方法の工夫とその効果を評価指標とし、品質管理については上部工コンクリート（柱頭部を含む。）の品質確保・向上のための施工方法の工夫とその効果を評価指標とする。

イ その他に関する事項については、地域材料の活用を評価項目とし、指定資材の県内調達を評価指標とする。

ウ 減点項目は、平成29年7月1日から平成30年3月31日までの間に完成し、引渡しが完了した、兵庫県が発注した総合評価落札方式の工事を、元請（※1）として施工した工事における、技術資料の記載内容に対する不履行の実績（※2）とする。

（※1）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

（※2）代表構成員又はその他構成員のいずれかの最も不履行項目数が多い者の数とする。

(2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値（小数点以下第4位四捨五入）＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（90点）＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

発注者が提示する最低限の要求要件を全て満たしていれば、標準点90点を付与する。

施工体制評価点は、別に定める「施工体制確認型総合評価落札方式について」に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

加算点は、上記(1)の各評価指標の審査点を合算した点数とし、最大11点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、最低限の要求要件等については、V E提案書作成要領の添付資料「(別表-1) 評価項目等一覧」を参照のこと。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(イ)までの要件に該当する入札者のうちから、上記(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(ア) 入札価格が財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 入札者の評価項目に関する提案が、最低限の要求要件を満たしていること。

(イ) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

※基準評価値：予定価格の算定の前提となる状態で付与される得点(標準点)を予定価格で除した数値

イ 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき低入札価格調査基準価格を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退できない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(注) 評価項目、配点、評価基準等に関する詳細は、別に定めるV E提案書作成要領による。

9 評価内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額する。

また、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡し完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。

なお、申し出た理由が、受注者の責によらなないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

(3) 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。

(4) V E提案書等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、V E提案書の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

10 契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

(3) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後

の特別共同企業体の構成員が2者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮解約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

11 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有
- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有
- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

- (ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (イ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- (ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
 - (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(2)イ(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(2)イ(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約を締結した者は、次のア及びイを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出

させた誓約書の写しを含む。)

(3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については55パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、別に定める「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後に連絡するものとする。

なお、資料提出の期限、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県但馬県民局総務企画室財務課にて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表する。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction work for the superstructure of the Kinosaki-Ohashi Bridge (tentative name) along the major regional road "Toyooka-Takeno Route."

Bridge length: 561.5 m Bridge width: 6.5 m (11.25 m)

6-span continuous prestressed concrete box girder bridge

(2) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 10, 2019

(3) Deadline for tender:

12:00 July 18, 2019

(4) Contact:

General Affairs Office, Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

7-11, Saiwai-cho, Toyooka, Hyogo 668-0025

Tel (0796) 26-3606

~~~~~

#### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年5月10日

契約担当者

県立神戸高等技術専門学院長 竹岡嘉彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務の名称

県立神戸高等技術専門学院職員用パソコン導入業務

## (2) 調達物品及び数量

ノートパソコン24台及びプリンター1台（賃貸借）

## (3) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (4) 契約期間

令和元年7月1日（月）から令和6年6月30日（日）まで

## (5) 納入場所

県立神戸高等技術専門学院

神戸市西区学園東町5丁目2番

## (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-2102 神戸市西区学園東町5丁目2番

県立神戸高等技術専門学院総務課 担当 北田

電話 (078) 794-6630

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年5月10日（金）から同月16日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和元年5月24日（金）午後3時 県立神戸高等技術専門学院 本館3階 向上訓練教室1

(4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書等を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和元年5月23日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和元年5月10日（金）から同月16日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様確認申込書及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

オ 確認の結果 令和元年5月20日（月）午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、入開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額を、令和元年5月22日（水）午前11時までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年5月31日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。

コ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

病 院 局 告 示

兵庫県病院局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。

令和元年5月10日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 (1) 委託した事務の範囲  
県立西宮病院の医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- (3) 委託の期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 2 (1) 委託した事務の範囲  
県立淡路医療センターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都千代田区神田佐久間町三丁目2番地  
株式会社ソラスト
- (3) 委託の期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 (1) 委託した事務の範囲  
県立がんセンターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- (3) 委託の期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 4 (1) 委託した事務の範囲  
県立粒子線医療センターの医事業務における料金徴収事務
- (2) 委託した相手方の所在地及び名称  
姫路市南駅前町100番  
株式会社ソラスト姫路支社
- (3) 委託の期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで



兵庫県病院局告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。

令和元年5月10日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 委託した事務の範囲  
県立こども病院及び県立がんセンターの駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
西宮市六湛寺町9番16号  
日本管財株式会社
- 3 委託の期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで



**兵庫県病院局告示第6号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
令和元年5月10日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 委託した事務の範囲

県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院、県立加古川医療センター、県立淡路医療センター、県立ひょうごこころの医療センター、県立柏原病院、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センター及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの料金に係る未収金の収納事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号  
弁護士法人 館野法律事務所

3 委託の期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第7号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年5月10日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

|                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 期 日         | 令和元年7月9日（火）及び同月10日（水）             |
| 駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 修 了 考 査 の 期 日 | 令和元年7月17日（水）                      |
| 駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 場 所         | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター |

注 1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時から午後5時までとする。

2 駐車監視員資格者講習修了考査は、午前9時10分から午前10時10分までとする。

2 受講定員

受講定員は90人とする。

3 受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書1通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課（交通第一課及び地域交通課を含む。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

(2) 申込期間

ア 令和元年5月20日（月）から同年6月7日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

- (3) 申込先  
兵庫県内の各警察署の交通課
  - (4) 申込方法  
本籍・国籍等、住所、氏名及び生年月日を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。  
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
  - (5) 手数料  
20,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付けること。  
なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。
- 4 携行品
- (1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）
  - (2) 筆記用具
  - (3) 講習用テキスト（受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。）
- 5 合格発表
- 駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。
- なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。
- 6 受講に関する問合せ先
- (1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課  
電話（078）341-7441 内線5153、5154
  - (2) 兵庫県内の各警察署の交通課
- 7 その他
- 駐車監視員資格者講習と併せて、前記2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、前記6の問合せ先に問い合わせること。